

## 5. 組織体制、町の事務等

### 5-1. 災害対策組織

#### (1) 災害対策本部の設置

本町は、災害発生時あるいはその恐れがある場合において災害対策本部を設置し、組織的に災害対策を推進する。

災害対策本部の役職と担当者を表 5-1 に示す。

表5-1 災害対策本部の役職と担当者

災害対策本部の役職	担当者
本部長	町長
副本部長	副町長
部長	教育長、会計管理者、課長、局長、
副部長	課長、課長補佐、局長補佐
部員	各課、各局所属の職員

災害対策本部の組織図を図 5-1 に、事務分掌を表 5-2 に示す。

災害廃棄物対策については、町民生活課を主軸に関連各組織が協力して対応する。

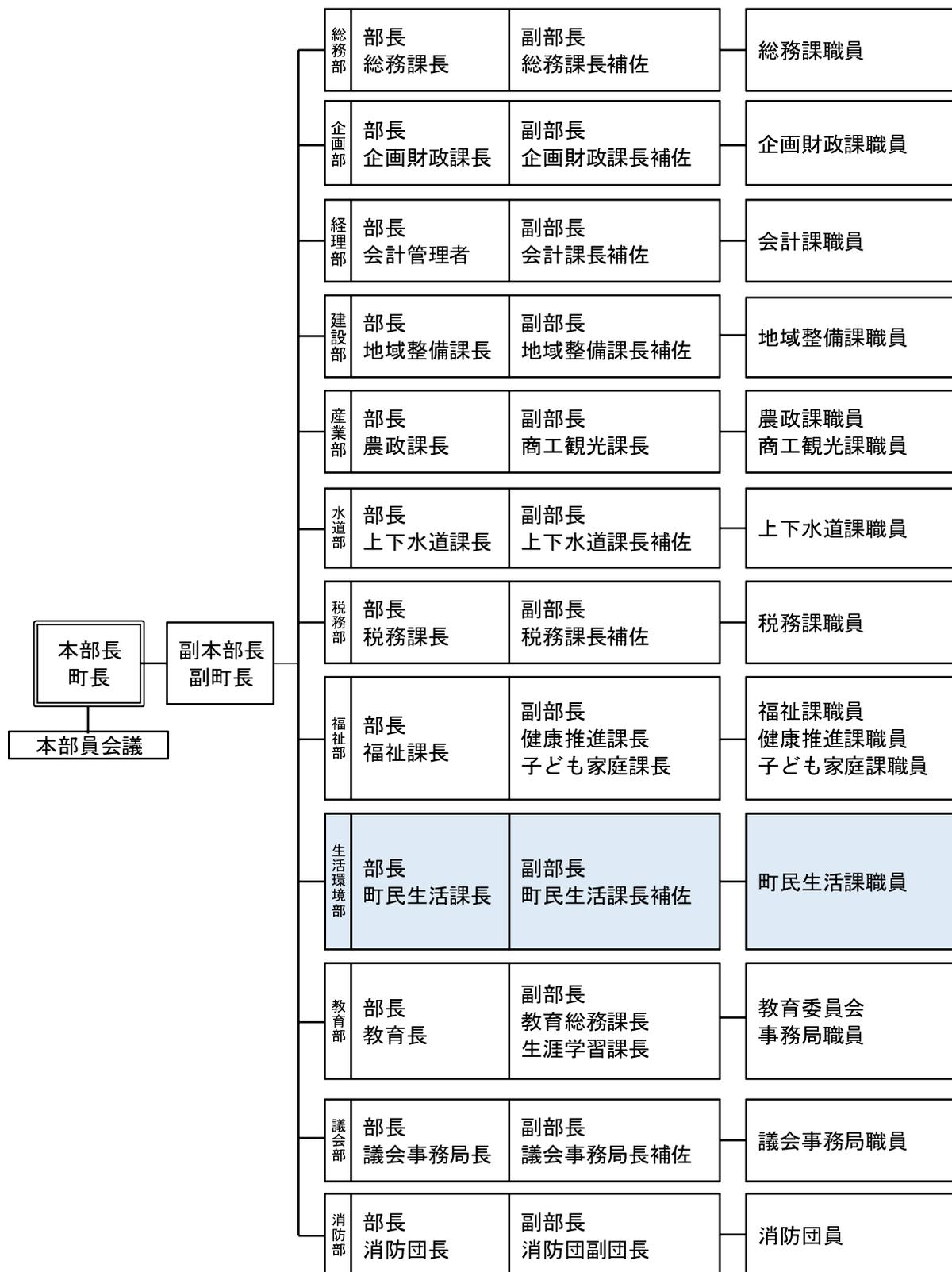


図5-1 大河原町災害対策本部編成図

表5-2 災害対策本部の事務分掌

部名	分掌事務
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部運営の連絡調整に関する事。</li> <li>2 気象情報、災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>3 本部の設置、廃止並びに本部員会議に関する事。</li> <li>4 県支部及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 被害報告の取りまとめ及び報告に関する事。</li> <li>6 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>7 災害対策等の写真等の整備、提供等に関する事。</li> <li>8 交通安全対策に関する事。</li> <li>9 他部との連絡調整に関する事。</li> <li>10 その他各部に属さない事項に関する事</li> </ol>
企画部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、県等に対する陳情、請願に関する事。</li> <li>2 災害統計及び広報に関する事。</li> <li>3 報道関係機関との連絡及び相互協力に関する事。</li> <li>4 公有財産の被害調査に関する事。</li> <li>5 その他災害についての広報資料の収集及び提供に関する事。</li> </ol>
経理部	災害時における経理に関する事。
建設部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設関係、都市計画施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 地すべり、土砂くずれ等の自然災害の調査及び応急措置に関する事。</li> <li>3 交通路の被害調査及び応急措置に関する事。</li> <li>4 公営住宅の被害調査及び応急措置に関する事。</li> <li>5 応急仮設住宅の設置に関する事。</li> <li>6 その他公共施設の応急復旧に関する事。</li> </ol>
産業部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林業用施設関係の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 農・林産物等の被害調査及び応急措置に関する事。</li> <li>3 家畜伝染病の予防、防疫及び応急措置に関する事。</li> <li>4 罹災商工業者の経営相談及び指導に関する事。</li> <li>5 農林関係団体及び商工関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 その他農林商工業全般に対する対策に関する事。</li> </ol>
水道部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設、下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 災害時における飲料水の供給に関する事。</li> </ol>
税務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 固定資産及び償却資産の被害調査に関する事。</li> <li>2 その他災害における町税等の取り扱いに関する事。</li> </ol>
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助事務の総括に関する事。</li> <li>2 避難所及び避難者の収容に関する事。</li> <li>3 社会福祉関係施設の被害調査及び災害復旧に関する事。</li> <li>4 災害時における医療の総括に関する事。</li> <li>5 医師会との連絡調整に関する事。</li> <li>6 医療機関施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>7 国民健康保険事業に関する事。</li> <li>8 福祉年金受給者の罹災者に対する所得制限の緩和に関する事。</li> <li>9 拠出年金の保険料免除の調査に関する事。</li> <li>10 その他民生の安定、住民の援護及び保健衛生に関する事。</li> </ol>
生活環境部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 仙南地域広域行政事務組合(ごみ・し尿処理関係)との連絡調整に関する事。</li> <li>2 食品衛生及び環境衛生の保持に関する事。</li> <li>3 防疫対策に関する事。</li> <li>4 その他環境衛生に関する事。</li> </ol>
教育部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設及び社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 災害時教育の応急措置に関する事。</li> <li>3 文化財対策に関する事。</li> </ol>
議会部	災害時における議会活動に関する事。
消防部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民の避難及び救出に関する事。</li> <li>2 災害時における応急措置に関する事。</li> </ol>

## (2) 災害対策本部における災害廃棄物関連部署の業務分掌

「大河原町防災計画」に基づく、町担当課の災害廃棄物処理に係る実施体制を表 5-3 に示す。

災害廃棄物の処理は、町民生活課が主軸となって行うが、地域整備課は住宅関係障害物や道路関係障害物の除去、農政課は稲わら等の農・林産物の被害調査及び応急措置に関わることから、必要に応じて各課が連携して対応する。

表5-3 災害廃棄物処理に係る実施体制

項目		内容	
1.	町担当課	町民生活課	生活ごみ、避難ごみ、し尿及び汚泥、災害廃棄物全般の処理
		地域整備課	道路、河川や住居等の障害物除去
		農政課	稲わら等の農・林産由来の災害廃棄物の処理
2.	関係機関	仙南地域広域行政事務組合、宮城県環境生活部循環型社会推進課	
3.	実施責任者	ごみ及びし尿の処理は町長が行うものとするが、被害が甚大で本町での処理が不可能な場合は、県に連絡し、他自治体等へ依頼をする。	
4.	実施方法	ごみ・し尿の収集、処理等については本町、仙南地域広域行政事務組合、関係業者が緊密に連携をとり、適切に実施する。	

## (3) 業務フロー

災害廃棄物に対応する業務スケジュールを表 5-4 に、し尿に対応する業務スケジュールを表 5-5 に示す。

表5-4 災害廃棄物処理のスケジュール

区分	災害応急対応			復旧・復興
	初動期	応急対応 (前半)	応急対応 (後半)	
自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携			
発生量	被害状況等を基に発生量の推計開始	災害廃棄物発生量の推計（必要に応じて見直し）		
実行計画		実行計画の策定・見直し		
処理方針		処理方針の策定		
処理フロー		処理フローの作成・見直し		
処理スケジュール		処理スケジュールの作成・見直し		
収集運搬	片付けごみ回収方法の検討			
	住民、ボランティアへの情報提供（分別方法、仮置場の場所など）			
	収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携			
	収集運搬の実施			
			広域処理する際の輸送体制の確立	
撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（建設部・自衛隊等との連携）			
		倒壊の危険性のある建物の優先撤去・解体（設計、積算、現場管理含む。建設部と連携。）		
				その他撤去・解体が必要とされる損壊家屋等の撤去・解体
仮置場	仮置場の候補地の選定			
	受入に関する合意形成			
	仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、蒸散・漏水防止策			
	仮置場必要面積の算定			仮置場の集約
	仮置場の過不足の確認、集約			仮置場の復旧・返却
二次災害防止のための環境対策、火災対策、モニタリング、	仮置場環境モニタリングの実施（石綿含有物等は初動期に実施することが重要。生活環境部と連携。）			
	悪臭及び害虫防止対策			
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮			
		所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保、PCB、テトラクロロエチレン、フロン等の優先的回収		
破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	既存施設（一般廃棄物・産業廃棄物を活用した破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分）			
	処理可能量の推計			
		広域処理の必要性の検	広域処理の実施	
	腐敗性廃棄物の優先処理			
進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、評価			
各種相談窓口の設置 住民等への啓発広報	損壊家屋などの撤去・解体、各種相談窓口の設置（初動期の立ち上げが望ましい）			
		相談受付、相談情報の管理		
	住民等への啓発・広報			

出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月）一部修正

表5-5 生活ごみ及び避難所ごみ、し尿処理等のスケジュール

区分	災害応急対応			復旧・復興
	初動期	応急対応 (前半)	応急対応 (後半)	
生活ごみ 避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認			
	稼働可能炉等の運転、災害廃棄物の緊急処理受入			
	補修体制の整備、必要資機材の確保			
	補修・再稼働の実施			
	収集方法の確立・周知・広報			
	収集状況の確認・支援要請			
	生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保			
	収集運搬・処理体制の確保 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定			
	収集運搬・処理・最終処分			
	感染性廃棄物への対策			
仮設トイレ等 のし尿	仮設トイレ(簡易トイレを含む)、消臭材や脱臭剤の確保			
	仮設トイレの必要数の把握			
	仮設トイレの運搬、し尿の汲取り運搬計画の策定			
	収集状況の確認・支援要請			
	仮設トイレの設置			
	し尿受入施設の確保(設置翌日からし尿収集運搬開始: 処理、保管先の確保)			
	仮設トイレの管理、し尿の収集・処理			
	仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者			避難所の閉鎖、下水道

出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 30 年 3 月）一部修正

## 5-2. 情報収集・連絡網

災害時において迅速かつ的確に対応し、関係機関との相互連携を図るために、被災情報を正確に把握するための情報伝達手段を確保する必要がある。平時と災害時の情報収集・連絡手段を以下の通りとする。

(平時)

- ・災害時における情報の収集、連絡体制を図5-2に示す。
- ・災害時に使用できる連絡手段として携帯電話以外の複数の手段を確保する。
- ・関係機関及び関係事業者等の連絡窓口をリスト化し、随時更新するとともに、関係機関及び関係事業者等と連絡手段等を共有する。

(災害時)

- ・発災直後に収集すべき情報を表5-6に示す。
- ・関係機関及び関係事業者等との連絡手段を確保し、速やかに情報収集を行う。
- ・廃棄物処理施設等の被害状況及び災害廃棄物の発生状況等を県へ報告する。

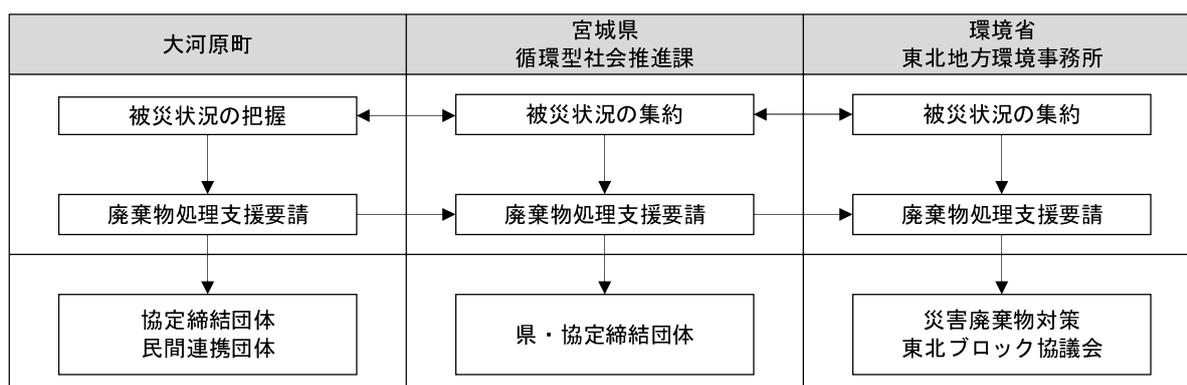


図5-2 関係機関との連絡体制

表5-6 発災直後に収集すべき情報

項目	内容
被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの被害状況</li> <li>・避難箇所と避難人員の数及び仮設トイレの必要数</li> <li>・区域内の一般、産業廃棄物等処理施設の被害状況</li> <li>・有害廃棄物の状況</li> <li>・仮置場候補地の状況</li> </ul>
収集運搬体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路情報</li> <li>・収集運搬車両の状況</li> </ul>
発生量推計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全半壊の建物数と解体及び撤去を要する建物数</li> <li>・水害又は津波の浸水範囲（床上、床下浸水戸数）</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成30年3月）より一部抜粋

### 5-3. 協力支援体制

#### (1) 自衛隊・警察・消防との連携

被災時においては、本町は自衛隊や警察、消防と連携し災害廃棄物や倒壊家屋の撤去を行う。

発災初動期においては、人命救助を最優先事項とし、緊急車両の走行のための道路啓開等を行うための連携方法を検討する。

本町は自衛隊・警察・消防等に災害廃棄物の収集運搬経路等を提示し、災害廃棄物処理に際して協力が得られるようにする。

#### (2) 県や近隣自治体との連携

本町は、大規模災害発生に備え、近隣市町村と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結に努める。また、地元のNPOやボランティアと発災時の連携方法も検討しておくほか、仙南広域と被災時の対応等について事前に協議しておくことが必要である。

大規模災害発生時、被害が甚大でごみ及びし尿の処理が困難な場合、県に支援を求める。県が災害廃棄物の処理及び障害物の除去について関係団体と締結している協定の内容を表5-7に示す。

表5-7 県と業界団体との協定

協定名称	締結先	内容	締結日
災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定	宮城県環境整備事業協同組合	し尿・浄化槽汚泥等の運搬	H18. 11. 29
		仮設トイレの手配	
災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等に関する協定	公益社団法人宮城県生活環境事業協会	し尿・浄化槽汚泥等の運搬	H19. 5. 17
		仮設トイレの手配	
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人宮城県産業資源循環協会	災害廃棄物の運搬・処理	H20. 10. 21
		仮置場の設置・管理	
大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	宮城県解体工事業協同組合	被災建物等の解体撤去	H11. 3. 31
		災害廃棄物の運搬	
宮城県と太平洋セメント株式会社との包括連携協定	太平洋セメント株式会社	災害廃棄物の処理	R1. 6. 7
宮城県と住友大阪セメント及び八戸セメントとの包括連携協定	住友大阪セメント株式会社、八戸セメント株式会社	災害廃棄物の処理	R2. 10. 30

### (3) 民間事業者や関係団体との連携

本町では、平時における一般廃棄物の収集運搬は町内の許可業者 11 社が行っている。

災害廃棄物は一般廃棄物に該当するため、原則、運搬については一般廃棄物事業者が行うが、表 5-8 に示す特例規定により一般廃棄物処理業者以外の者が運搬・処理を行うことがある。災害廃棄物の迅速な処理を推進するため、町内建築・土木業者、産業廃棄物収集運搬業者のほか、産業廃棄物事業者及び解体業者等の事業者に対し、事前に災害廃棄物の収集運搬、処理に係る協定の締結に努める必要がある。

表5-8 廃棄物処理法における災害時の特例規定

特例規定	内容
市町村による一般廃棄物処理施設の設置の届出 (第 9 条の 3 の 2)	あらかじめ都道府県知事から同意を得ていた場合、発災時に最大 30 日間の法定期間を待たずに一般廃棄物処理施設の設置が可能。
市町村から処分の委託を受けたものによる一般廃棄物処理施設の設置の届出 (第 9 条の 3 の 3)	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものは、都道府県知事への届出で一般廃棄物処理施設の設置が可能。
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出 (第 15 条の 2 の 5 第 2 項)	非常災害時には、産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設において、当該施設で処理するものと同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、設置の届出は事後でも可能。
収集、運搬、処分等の再委託 (施行令第 4 条第 3 号、施行規則第 2 条第 1 号及び第 2 条の 3 第 1 号)	非常災害時には、一般廃棄物の収集、運搬、処分等を環境省令で定める者に再委託することが可能。

## 5-4. 住民への広報

### (1) 広報の必要性

発災後は、住民から災害廃棄物の搬出先や生活ごみの排出方法に関する問い合わせが多く寄せられることが想定される。また、災害廃棄物の処分方法や建物の解体・撤去の要望等に関する問い合わせが寄せられることが考えられるため、相談窓口の早期開設や広報等が必要である。相談窓口には、廃棄物の分別方法、仮置場の利用方法等、必要な情報を文書化して常備する。また、住民からの苦情の受付を行う。

本町は報道機関等に対して、災害廃棄物処理の進捗について、定期的な情報発信を行う。

### (2) 広報の内容と手段

平常時から、防災担当部署と連携し、住民に対して発災時の情報伝達や広報手段について周知を図り、災害後には、災害廃棄物に関わる混乱を避けるため、必要な情報を速やかに、かつ確実に発信する必要がある。

災害時における情報伝達の手段を表5-9に、災害廃棄物に関して、平時及び災害時に周知しておくべき事項を表5-10に示す。

表5-9 災害時における情報伝達手段

情報伝達方法	内容
デジタル媒体	本町ホームページ、電話、防災行政無線、メール、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等
アナログ媒体	紙媒体：防災マニュアル、防災マップ、洪水ハザードマップ、パンフレット、冊子類等 掲示物：ポスター（避難所での掲示）チラシ等
マスメディア	ローカルテレビ、ラジオ、新聞等
普及啓発講座、セミナー、イベント等	防災講話・防災訓練、防災とボランティア週間におけるイベント、防災士及び災害救援ボランティアの育成に係る講座、自主防災組織結成、活動に係るセミナー等
その他	口頭、広報車、町防災行政無線を通じた広報等

表5-10 災害時に周知しておくべき広報の内容

広報の内容		
平時	仮置場について	仮置場への搬入に際しての分別方法
	腐敗性廃棄物の扱い	腐敗性廃棄物等の排出方法 例) 冷凍庫を排出する際は、中の食品を取り除く
	禁止事項	便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不適正な処理の禁止
災害時	災害時の廃棄物の収集方法等	<p>【生活ごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出場所（集積所）</li> <li>・ 分別方法</li> <li>・ 危険物、処理困難物の排出方法（フロン含有廃棄物等）</li> </ul> <p>【片付けごみ等災害廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内での保管、回収、撤去に係る方法（個別回収の有無等）</li> <li>・ 分別方法</li> <li>・ 本町の支援内容及び支援申請の方法</li> <li>・ 取り扱い上の注意、安全対策</li> </ul> <p>【し尿】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集方法</li> <li>・ 仮設トイレの設置場所、使用方法等</li> </ul>
	災害時の廃棄物の収集時期	収集時期及び収集期間
	仮置場について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民が持ち込みできる仮置場</li> <li>・ 仮置場の場所、搬入時間、曜日等</li> <li>・ 仮置場の誘導路（場外、場内）、案内図、配置図</li> <li>・ 仮置場に持ち込んではいけないもの</li> </ul>
	避難所でのルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの発生抑制、分別、排出方法</li> <li>・ ごみの集積所</li> </ul>
	各問合せ窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア支援依頼窓口</li> <li>・ 本町の問合せ窓口</li> </ul>
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物であること証明方法</li> <li>・ 住所記載の身分証明書、罹災証明書等</li> <li>○禁止事項</li> <li>・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等</li> </ul>

### (3) 住民からの相談及び苦情の受付

発災時には、被災者やその関係者等から様々な相談、問い合わせが想定されることから、平時から災害相談窓口の体制について検討する必要がある。

大規模災害発生時、災害相談窓口が開設された場合には、障害物の除去、災害廃棄物の収集運搬、処理、処分、家屋の解体撤去等に関する相談・問合せ受付業務を速やかに開始する。

相談窓口人員の選出にあたっては、女性の相談員の配置を考慮するとともに、選出された人員の中から必要に応じて避難所等への巡回災害相談を実施する。

また、県及び関係機関と連携し、種々の相談に対し迅速かつ適切に対応するとともに、相談において知りえた個人情報については必要最低限の限られた範囲での利用とし、データの流出防止等、情報管理の適切な措置を講ずる。

## 5-5. 職員への教育訓練と人材確保

災害廃棄物処理計画の実行性を保ち、災害廃棄物対策を迅速かつ円滑に行うための、町職員の育成、人材の確保の方針を表 5-11 に示す。

表5-11 町職員の育成、人材の確保の方針

項目	内容
教育	災害廃棄物処理計画の策定・改定を通じて人材の育成を図ると共に、記載内容について、平時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行う。また、県、国が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。
訓練	個別の業務マニュアルを作成し、計画で定めた一般廃棄物処理施設における災害時の分別、仮置場の設置、運営及び管理方法等について確認・対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や訓練等を実施する。
人材確保	大規模災害時に退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に係れるよう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法などを迅速に説明できる体制を整える。

## 5-6. 国庫補助金等の活用

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第 22 条において、国は法令の定めるところにより、市町村に対し、災害その他事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる、とされている。

主な災害廃棄物に関する国庫補助金交付制度には、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」があり、本町は災害廃棄物処理にあたり「災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱」に基づき申請することが可能である。

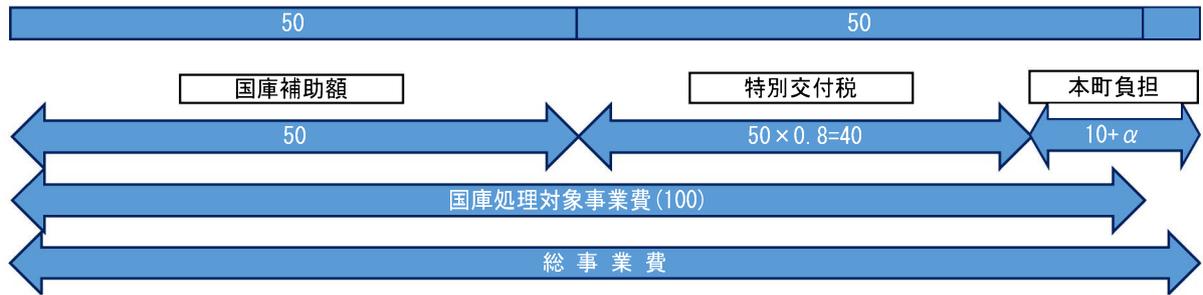
表5-12 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の概要

項目	内容
目的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。
交付の対象	・市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
対象事業	・市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業 ・市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの
対象経費	・労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による） ・自動車、船舶、機械器具の借上料及び燃料費 ・機械器具の修繕費 ・ごみ及びし尿の処分に必要な薬品費 ・処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費 ・条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合のみ。上記の経費が含まれている場合には、当該経費を除いた額。） ・民間事業者及び地方公共団体への委託料
対象外事業	○1 市町村の事業に要する経費が、以下の限度額未満のもの ・指定都市、及び構成に指定都市を含む、一部事務組合又は広域連合：限度額80万円 ・市町村、及び構成に指定都市を含まない、一部事務組合又は広域連合：限度額 40 円
補助率	2分の1
その他	本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、平成26年6月）

「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領」（環境省、平成28年1月）

「災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱」（環境省、平成28年1月）



出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」  
 （環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、平成26年6月）

図5-3 災害廃棄物処理事業費の負担割合の概念

補助金の交付方法は、「確定払い（精算払い）」、「概算払い（概算交付）」の2つの方法がある。基本的には確定払いが原則となるが、災害規模・態様が甚大又は深刻である場合、概算払いによる方法を認める場合がある。それぞれの補助金の支払いまでの手順を図5-4、図5-5に示す。補助金の交付にあたり、会計検査があるため、資料や写真等の記録を会計検査まで保管しておくものとする。

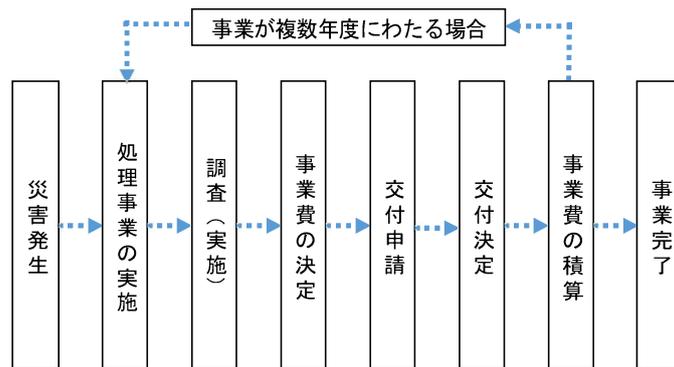


図5-4 確定払いの場合の手順

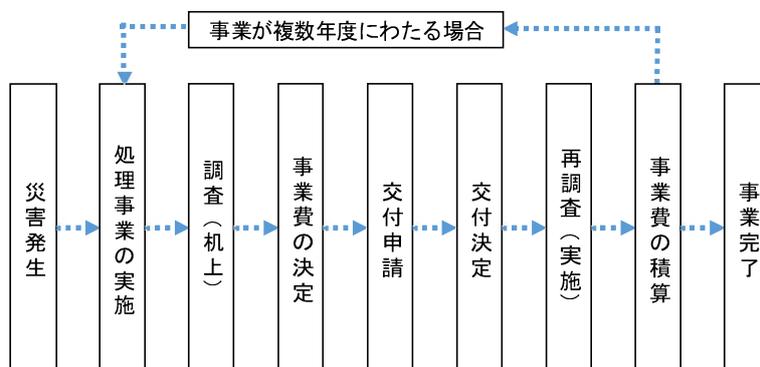


図5-5 概算払いの場合の手順

